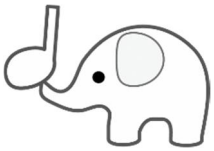

令和９年度

こども園・保育所

入園入所案内

前期

（４月～９月入園入所）

【募集期間】

令和８年１１月２日（月）～１１月２０日（金）

【入園入所の申込み受付場所】

子育て応援課・各こども園・保育所（こどもの森保育園）

※注意※

★令和９年４月～令和９年９月に転園を希望される場合も、この募集期間に転園届をご提出ください。

子育て応援課　　（TEL　４３-９０２４）

【こども園・保育所一覧】

●公立こども園

施設名	所在地	定 員	対象年齢	開園時間 （早朝・延長含む）
かえでこども園	字岩滝 717　☎46-2026	160 人	10 ヵ月児 ～5 歳児	平日 7:30～19:00 土　8:00～18:00
つばきこども園	字明石 2128　☎43-1432	160 人	10 ヵ月児 ～5 歳児	平日 7:30～19:00 土　8:00～18:00
のだがわこども園	字幾地 1329　☎42-3609	120 人	10 ヵ月児 ～5 歳児	平日 7:30～19:00 土　8:00～18:00
のだがわ第２こども園	字下山田 376　☎42-3610	120 人	10 ヵ月児 ～5 歳児	平日 7:30～19:00 土　8:00～18:00

長期休業（１号認定児のみ）（※休業期間は曜日等により前後する場合があります。）	
夏季休業	7 月 21 日～8 月 26 日まで
冬季休業	12 月 25 日～1 月　7 日まで
学年末・学年始業休業	3 月 29 日～4 月　3 日まで

●私立保育所

施設名	所在地	定 員	対象年齢	開所時間 （早朝・延長含む）
こどもの森保育園	字三河内 1947-1　☎42-0652	60 人	2 ヵ月児 ～5 歳児	平日 7:30～18:30 土　8:00～13:30

※見学については、事前に各施設へ直接お問い合わせください。

●認定こども園の整備について

与謝野町では、令和 10 年度に「のだがわこども園」「のだがわ第２こども園」を統合、（仮称）野田川地域認定こども園の開園を予定しています。

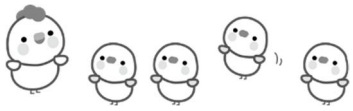

【１日のスケジュール例】

■公立こども園

時　間	0・1・2歳児 （保育短時間） （保育標準時間）	時間	3・4・5歳児 （保育短時間） （保育標準時間）	時間	3・4・5歳児 （教育標準時間）
8：30	登園・健康観察等 保育	8：30	登園・健康観察等 友だちと遊ぶ	9：00	登園・健康観察等
9：30 11：00 12：30	おやつ・保育 給食準備・給食 お昼寝	11：30～	１号認定と２号認定が同じクラスで一緒に生活・活動 ※共通の教育活動 給食準備・給食・休息　※一日の振返り		
14：30 16：00 16：00～	おやつ・保育 短時間利用児降園 標準時間利用児降園	13：00 14：30 16：00 16：00～	お昼寝もしくは保育 おやつ 短時間利用児降園 標準時間利用児降園	13：00 14：00 18：00	主体的な遊び 教育時間利用児降園 預かり保育・おやつ 預かり保育利用児降園

＊早朝保育（7：30～8：00）を希望される方は、各施設へ直接届出してください。

＊平日については完全給食です。

＊土曜日保育を利用される方は、お弁当をご持参ください。（12：00までに降園される方は不要）

＊土曜日保育は、父・母・同居家族（64 歳以下）すべての方が土曜日に就労されている場合に利用できます。利用される場合は各施設へ直接届出してください。

■私立保育所

時　間	0・1・2歳児 （保育短時間） （保育標準時間）	時間	3・4・5歳児 （保育短時間） （保育標準時間）
8：30	登園・健康観察等 保育	8：30	登園・健康観察等 友だちと遊ぶ
11：00	給食準備・給食	11：30	給食準備・給食
12：30	お昼寝	13：00	お昼寝もしくは保育
15：00	おやつ・保育	15：00	おやつ
16：00	短時間利用児降園	16：00	短時間利用児降園
16：00～	標準時間利用児降園	16：00～	標準時間利用児降園

※早朝保育を希望される方は 7：30～登園。

＊平日については完全給食です。

＊土曜日保育を利用される方は、お弁当をご持参ください。

●子ども・子育て支援新制度について

（１）子ども・子育て支援新制度とは

平成２４年８月に施行された「子ども・子育て支援法」に基づき、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援について、量の拡充や質の向上を進めていくための制度です。

（２）子ども・子育て支援新制度の支給認定制度とは

新制度では、給付対象の施設や事業の利用を希望する保護者の方は、支給認定を受けることになります。与謝野町に住民登録しており、幼稚園、認定こども園、保育所等、給付対象の施設の利用を希望する児童の全員が対象です。

なお、就労から出産へ認定の事由が変わる場合、就労時間の変更により保育の必要量が変更となる場合など、支給認定を変更する場合も申請が必要になります。

認定は次の３区分となります。

【支給認定の区分】

認定区分	対象年齢	対象者	主な利用先
１号認定	満３歳以上	保育を必要とせず、教育を希望する方	認定こども園、幼稚園
２号認定	満３歳以上	「保育が必要な基準」に該当し、保育を希望する方	認定こども園、保育所
３号認定	満３歳未満	「保育が必要な基準」に該当し、保育を希望する方	認定こども園、保育所

※ 「保育が必要な基準」は次ページをご確認ください。

※ ２号認定、３号認定は、保護者の就労など保育が必要な時間によってこども園・保育所の利用時間が決まります。

・保育標準時間（１日最大１１時間利用可能）…就労などで１か月１２０時間以上

・保育短時間（１日最大８時間利用可能）　…就労などで１か月４８時間以上

（※ただし、いずれもこども園、保育所が定める時間内）

※ ３号認定の場合、支給認定の有効期間は最長で「満３歳になる前々日」までになり、満３歳到達時に新たな支給認定証を交付します。（３号→２号認定への切り替え）

～MEMO～

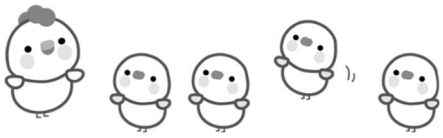

●入園

受付期間：令和８年１１月２日(月) ～ １１月２０日(金)
受付場所：子育て応援課・各こども園・保育所（こどもの森保育園）

１　入園入所対象者

令和９年４月１日から令和９年９月３０日までに入園入所を希望される児童であって、入園入所日現在で与謝野町に住民登録を有し、入園入所年齢基準に該当している児童。保育を必要とされる場合（２・３号認定）は、年齢基準に該当、かつ、同居（同一世帯）親族全て（入園入所日現在で満６５歳以上の方は除く）が「保育が必要な基準」のいずれかに該当する家庭の児童。

保育が必要な基準

（１）就労

・家庭外労働

家庭の外で仕事をすることにより、その乳児及び幼児の保育ができない場合。（１月の労働時間が、４８時間以上であること。）

・家庭内労働

家庭で乳児及び幼児と離れて日常の家事以外の仕事をすることにより、その乳児及び幼児の保育ができない場合。（１月の労働時間が、４８時間以上であること。）

（２）妊娠・出産

妊娠中(出産前)であるか、または出産後間がないため、その乳児及び幼児の保育ができない場合。

（３）疾病・障害

病気、負傷、心身に障害があるため、その乳児及び幼児の保育ができない場合。

（４）介護・看護等

その乳児及び幼児の家庭に長期にわたる病人や、心身に障害のある人がいるため、保護者がいつもその看護にあたっており、その乳児及び幼児の保育ができない場合。

（５）災害復旧（家庭の災害）

火災や風水害や地震などの不幸があり、その家庭を失ったり破損したため、その修復の間乳児及び幼児の保育ができない場合。

（６）求職活動等

就業に向けた求職活動、起業の準備のため、その乳児及び幼児の保育ができない場合。
（短時間認定となり、支給認定期間は３ヶ月間以内です。求職活動の延長は原則認めていません（特別な事情がある場合を除く））。

（７）就学

就学（職業訓練校など、保護者が将来就労につながる就学を含む）により、その乳児及び幼児の保育ができない場合。

（８）虐待やDVのおそれがあること

（９）育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

（育児休業中は短時間認定となります。新規利用不可（継続利用のみ））

（７）その他

上記に類する状態として町が認める場合。

２　入園入所年齢基準

（公立こども園）　１号　：令和３年４月２日～令和６年４月１日生まれ

（公立こども園）２・３号：満１０ヶ月(10ヶ月に達した日の翌月初日)～５歳児（就学前まで）

（私立保育所）２・３号：生後２ヶ月（産休明け）～５歳児（就学前まで）

３　申請に必要な書類

申し込みに必要な書類は以下のとおりです。

① 入園・入所申込書（全員）

② 教育・保育給付認定(変更)申請書（全員）

③ 保育の利用を必要とする証明書（保育を希望される方）（※1）

④ 住民税課税証明書（令和８年１月１日時点で与謝野町に住所のない方）（※2）

⑤ 減免申請書（減免に該当すると思われる方：第３子以降、ひとり親・在宅障害者世帯等）

※１ ③は64歳以下の同居親族（同一世帯）全員分の提出をお願いします。提出書類は事由によって異なりますので、下記の表をご確認ください。

※２ 令和８年１月１日に与謝野町に住所登録がない方（転入の方）は、利用者負担額算定のために、その時点の住所地の市町村民税課税情報が必要となります。個人番号（マイナンバー）の利用により④の証明書を省略することが可能です。①に保護者等の個人番号を記載し、申請時に個人番号カードまたは個人番号が確認できる書類・身分証明書を窓口で提示ください。

（個人番号の記載がない場合は、必要に応じ、住民基本台帳ネットワークシステムへ個人番号の照会を行います）

【保育の利用を必要とする証明書　一覧】

事　由	保育の利用を必要とする証明書
① 就労 （勤務・自営・内職等） （育児休業中で、入園入所と同時に復帰）	就労証明書 （就労先事業者等が作成してください。自営業など、保護者が自営業主の場合は保護者が作成しください。）
② 妊娠・出産	母子健康手帳の写し（表紙と出産予定日がわかるページ）
③ 疾病・障害	診断書、障害者手帳の写し等
④ 介護等	民生委員の証明書および介護保険被保険者証の写し等
⑤ 災害復旧	り災したことがわかる書類
⑥ 求職活動	求職活動状況申立書およびハローワークカードの写し等
⑦ 就学	在学証明書、学生証、合格通知およびカリキュラム等
⑧ その他	町が指定する書類

＜慣らし保育について＞

慣らし保育は入園入所日（利用開始日）以降に行います（１週間程度、期間は入園入所施設と要相談）。育児休業から復帰と同時に入園入所をされる方の入園入所日は、復帰日の１週間前から可能です。（ただし、４月１日～４月７日に復帰する場合、３月中の入園入所はできません。）

慣らし保育期間中は、早いお迎えが必要となりますので、ご家庭や勤務先等と調整の上、入園入所日をご検討ください。

【利用者負担額（保育料等）について】

≪開園時間と利用者負担額の設定≫

		時　間 9:00　14:00　16:00　18:00			
1号認定 開園時間			教育標準時間	一時預かり保育	
	保育料		無料	←→ 一時預かり保育料	
	給食費		主食費＋副食費		

		時　間 7:30　8:00　16:00				
2号認定 開園時間			早朝 保育	保育標準時間		
	保育料		無料	無料		
	給食費			主食費＋副食費		
			早朝 保育	保育短時間	延長保育	
	保育料		無料	無料	延長保育料	
	給食費			主食費＋副食費		

		時　間 7:30　8:00　16:00				
3号認定 開園時間			早朝 保育	保育標準時間		
	保育料		無料	3号認定　保育標準時間　保育料		
	給食費			保育料に含む		
			早朝 保育	保育短時間	延長保育	
	保育料		無料	3号認定　保育短時間　保育料	延長保育料	
	給食費			保育料に含む		

●納付方法について

公立こども園	保育料及び副食費は口座振替を推奨しています。 　毎月の月末（休日の場合はその翌営業日）に指定の口座から引き落とします。 延長保育料、主食費は施設に直接お支払い下さい。 一時預かり保育料は、取り扱い金融機関又は役場会計窓口にお支払いください。
私立保育所	保育料は口座振替を推奨しています。 　毎月の月末（休日の場合はその翌営業日）に指定の口座から引き落とします。 給食費及び延長保育料は施設に直接お支払い下さい。

●利用者負担額の算定基準について

利用者負担額は、世帯の収入及び町民税額により決定します。

適用年度	所得を計算する年	町民税課税年度
令和８年９月～令和９年８月負担額	令和７年	令和８年度
令和９年９月～令和10年８月負担額	令和８年	令和９年度

●１号認定（３～５歳児クラス）※公立こども園のみ

◎保育料：全ての方が無料

◎主食費：月 300 円

◎副食費：月 4,100 円

ただし、所得割額 77,101 円未満の世帯は無料です。

また、第 3 子以降(※1)の副食費は無料です。

※1）第 3 子以降とは…

同一世帯にいる小学校 3 年生までの児童のうち、年齢の高い順に数えて 3 人目以降となります。

●一時預かり保育について（１号認定）※公立こども園のみ

階層区分		一時預かり保育料（１回当たり）		
		９時～１４時	１４時～１６時	１６時～１８時
1	生活保護世帯	0 円	0 円	0 円
2	市町村民税 非課税世帯	500 円	0 円	0 円
3	市町村民税 課税世帯	500 円	450 円	300 円

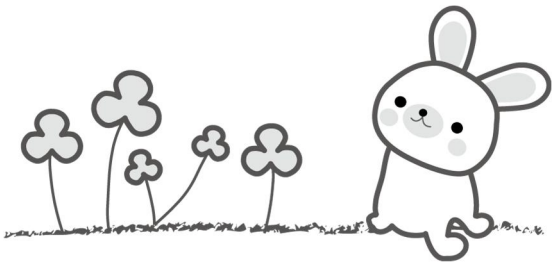

●２号認定（３～５歳児クラス）

◎保育料：全ての方が無料

◎主食費：(公立こども園) 月 300 円　、(私立保育所) 月 500 円

◎副食費：(公立こども園) 月 4,100 円、(私立保育所) 月 4,000 円

ただし、所得割額 57,700 円未満（※2）の世帯は無料です。

また、第 3 子以降(※3)の副食費は無料です。

※2）ひとり親世帯等については、所得割額 77,101 円未満の世帯は無料です。

※3）第 3 子以降とは…

同一世帯にいる幼稚園・こども園・保育所等に入園（所）している児童のうち、年齢の高い順に数えて 3 人目以降となります。

また、所得割額 57,700 円以上 169,000 円未満の世帯で、18 歳未満の児童のうち 3 人目以降の場合は、第 3 子以降利用者負担額減免申請書を提出いただくと、副食費が免除となります。

【ご注意】

年度途中で 3 歳の誕生日を迎えた場合でも、2 歳児クラスに在籍している間の保育料は無料になりません。保育料が無料となるのは、3 歳児クラスからです。

●３号認定（０～２歳児クラス）

◎保育料：世帯の所得割課税額によって異なります。下の表のとおり。

◎主食費：下の表の保育料に含まれているため支払いは不要です。

◎副食費：下の表の保育料に含まれているため支払いは不要です。

階層区分		利用者負担額(月額)		第３子以降減免の場合(※4)
		保育標準時間	保育短時間	
1	生活保護世帯	0 円	0 円	無料
2	市町村民税非課税世帯	0 円	0 円	
３－１	市町村民税　均等割のみ課税世帯	16,000円	14,000円	
３－２	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	19,000円	17,000円	
４－１	市町村民税所得割課税額 48,600円以上55,300円未満	23,000円	21,000円	
４－２	市町村民税所得割課税額 55,300円以上61,900円未満	25,000円	23,000円	
４－３	市町村民税所得割課税額 61,900円以上79,500円未満	28,000円	26,000円	
４－４	市町村民税所得割課税額 79,500円以上97,000円未満	30,000円	28,000円	
５－１	市町村民税所得割課税額 97,000円以上103,100円未満	36,000円	34,000円	
５－２	市町村民税所得割課税額 103,100円以上169,000円未満	42,000円	40,000円	
6	市町村民税所得割課税額 169,000円以上301,000円未満	50,000円	48,000円	無料または1/3減免
7	市町村民税所得割課税額 301,000円以上397,000円未満	60,000円	58,000円	
8	市町村民税所得割課税額 397,000円以上	72,000円	70,000円	

※4）第 3 子以降とは…

同一世帯にいる幼稚園・こども園・保育所等に入園(所)している児童のうち、年齢の高い順に数えて 3 人目以降となります。この場合は、所得に関係なく無料となります（第 2 子は半額）。また、所得割課税額が 57,700 円未満の場合は、生計同一の児童のうち、第 3 子以降は無料となります（第 2 子は半額）。

第 3 子以降利用者負担額減免申請書を提出いただくと、18 歳未満の児童のうち 3 人目以降の保育料が減免（無料または 1/3 減免）となります。

（詳しくは次ページ【利用者負担額の減免について】をご確認ください。）

●延長保育について（２・３号認定）

短時間認定のお子さんが、延長保育を利用された場合は、延長保育料が必要です。

階層区分		延長保育料			
		公立こども園	私立保育所		
		日額	日額	月額（１時間まで）	月額（１時間を超える場合）
1	生活保護世帯・非課税世帯	０円	０円	０円	０円
2	課税世帯	３００円	３００円	２，５００円	５，０００円

※私立保育所の月額料金は、あらかじめ延長保育を利用する旨を園と取り交わした場合に限ります。

【利用者負担額の減免について】

町では、多子世帯、ひとり親世帯、障害者のいる世帯の保育料等の負担軽減を図るため、減免・免除制度を設けています。減免又は免除を希望される方は、所定の申請用紙に必要な書類を添付のうえ、こども園、保育所又は子育て応援課へ申請してください。

（申請書は、こども園、保育所（こどもの森保育園）、子育て応援課にあります）

●多子世帯（児童が複数人いる場合）（３号認定のみ）

◎市町村民税所得割合算額が 57,700 円未満の場合

年齢の高い順に第２子は半額、第３子以降は無料となります。

※年齢の高い順とは…

・19 歳の年度以降：年齢・住所に関わらず、保護者と生計が同一の子や孫等。

・18 歳の年度まで：年齢・住所に関わらず、保護者が監護し、生計が同一の「子ども」

◎市町村民税所得割合算額が 57,700 円以上の場合

同一世帯から２人以上の児童が幼稚園、こども園、保育所等に入園（所）している場合の保育料は、入園（所）している児童のうち年齢の高い順に２人目は半額、３人目以降は無料となります。

必要な書類	同一世帯の場合	申請書の提出は不要
	監護し、生計が同一の子が別住所の場合	◆利用者負担額減免申請書 ◆監護していることが確認できる書類
	私立幼稚園等に通園している場合	◆利用者負担額減免申請書 ◆他の施設に通園していることがわかるもの （例）在園証明書

●第３子以降の児童が在園している場合（２号認定または３号認定）

３人以上の児童（１８歳に達する日以降最初の３月３１日までの児童）を養育し、そのうち３人目以降に出生した児童について、申請によりその児童の保育料または副食費が免除または減免となります。

・２号認定の場合　所得割額 57,700 円以上 169,000 円未満の世帯は副食費が無料

・３号認定の場合　所得割額 57,700 円以上 169,000 円未満の世帯は保育料が無料

所得割額 169,000 円以上の世帯は保育料の 1/3 を減免

必要な書類	◆第３子以降利用者負担額減免申請書

●ひとり親世帯・在宅障害者（児）のいる世帯（２号認定または３号認定）

２号認定または３号認定で、次に該当する世帯は申請により保育料等が減免・免除となります。

１．母子（父子）世帯

２．下記に該当する在宅障害者（児）のいる世帯

＊身体障害者手帳の交付を受けた方　　＊精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方

＊療育手帳の交付を受けた方　　＊特別児童扶養手当の支給対象児童

・２号認定の場合

所得割額が 57,700 円以上 77,101 円未満の世帯は、副食費が免除。

・３号認定の場合

保育料の階層が第３－１階層又は第３－２階層と認定された世帯は 1,000 円減額に加え、第１子は半額、第２子以降は無料。市町村民税所得割合算額が 77,101 円未満（第４-１階層から第４-３階層の一部まで）の場合、第１子は半額、第２子以降は無料。

≪ひとり親世帯等の場合の保育料（３号認定）≫

階層区分		利用者負担額(月額)		第２子以降の場合
		保育標準時間	保育短時間	
1	生活保護世帯	0 円	0 円	無料
2	市町村民税非課税世帯	0 円	0 円	
3-1	市町村民税　均等割のみ課税世帯	7,500円	6,500円	
3-2	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	9,000円	8,000円	
4-1	市町村民税所得割課税額 48,600円以上55,300円未満	11,500円	10,500円	
4-2	市町村民税所得割課税額 55,300円以上61,900円未満	12,500円	11,500円	
4-3	市町村民税所得割課税額 61,900円以上77,101円未満	14,000円	13,000円	
	市町村民税所得割課税額 77,101円以上79,500円未満	減免適用外		
4-4 以降	市町村民税所得割課税額 79,500円以上			

必要な書類	母子、父子世帯	◆利用者負担額減免申請書 ◆母子、父子世帯であることが確認できる書類 （例）ひとり親医療証の写し、児童扶養手当証書の写し
	在宅障害者（児）のいる世帯	◆利用者負担額減免申請書 ◆障害のあることが確認できる書類 （例）各種手帳の写し、特別児童扶養手当受給者証の写し

●園児が病気により長期にわたり欠席した場合（３号認定）

園児が病気により保育料の基準となる月の欠席日数が１１日以上の場合は１/３の額、欠席日数が１８日以上の場合は２/３の額が減免となります。

必要な書類	◆利用者負担額（保育料）減免申請書 ◆病気のため長期にわたって欠席していることがわかるもの （例）医療機関等の発行する医療費明細書、お薬手帳等の写し

●給食の提供を受けた日数が少ない場合（１号認定、２号認定）

次の①～④に該当する場合は、給食の提供を受けた日数に応じて給食費（主食費・副食費）を減免します。

（※提出していただく書類はありません。）

		徴収金額
①	月の途中で入園入所または退園したとき	日額×入園入所日から月末までの日数 日額×月初から退園日までの日数
②	食物アレルギー等の理由で給食を停止したとき	日額×提供を受けた日数
③	その月において給食の提供を受けた日数が、 ０日～５日の場合	日額×提供を受けた日数
④	その月において給食の提供を受けた日数が、 ６日～１０日の場合	半額

※日額・・・　主食費：（公立こども園）　１５円、（私立保育所）　２５円
　　副食費：（公立こども園）２０５円、（私立保育所）２００円